

印旛利根川水防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例

平成25年9月11日印旛利根川水防事務組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年9月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数の状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年9月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益な処分についての不服申立ての状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げるいずれかの方法で行う。

(1) 住民の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて住民の閲覧に供する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

2 前項第1号の閲覧所は、印旛利根川水防事務組合事務所（栄町消防本部内）とする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。